

第 2 5 次東京都消費生活対策審議会

第 1 回検討部会

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日（水）
都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

(午後1時29分 開会)

○野澤部会長 時間より少し早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、東京都消費生活対策審議会第1回検討部会を開会したいと思います。

検討部会部会長の野澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、第1回目の部会となりますので、始めに、事務局から委員等の紹介をお願いして、次に定足数の報告をお願いいたします。

○企画調整課長 生活文化局消費生活部で企画調整課長をしております白石です。よろしくお願いいたします。

それでは、始めに、委員及び専門員の方々を御紹介させていただきます。

お手元、資料1の委員名簿をご覧ください。当部会の部会長につきましては、立教大学副総長・立教大学大学院法務研究科教授の野澤正充委員をお願いしております。

続きまして、公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事の阿部美雪委員でございます。

○阿部委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員の柿野成美委員でございます。

○柿野委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 当部会の設置に当たりまして、新たに委嘱されました弁護士の平澤慎一委員でございます。

○平澤委員 よろしく申し上げます。

○企画調整課長 弁護士の洞澤美佳委員でございます。

○洞澤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 新たに委嘱されました一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長の松谷茂委員でございます。

○松谷委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 慶応義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員でございます。

○丸山委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 東京都公立高等学校長協会監事の八百板真弓委員でございます。

○八百板委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 公益財団法人東京都私学財団事務局長の後藤和宏専門員でございます。

○後藤専門員 よろしく申し上げます。

○企画調整課長 また、本日は、所用により御欠席ですが、御紹介だけさせていただきます。

東京商工会議所理事・産業政策第二部長の小林治彦委員。東京都金融広報委員会事務局長、福山泰弘専門員でございます。

今回新たに御就任いただきました平澤委員、松谷委員につきましては、本来でしたらお

一人ずつ委嘱状をお渡しするべきところでございますが、恐縮ながら、お手元に配付させていただいております。

次に、当部会の幹事・書記に移らせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料2の幹事・書記名簿をご覧ください。

まず、幹事でございますが、消費生活部長の吉村でございます。

○消費生活部長 吉村でございます。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 消費生活総合センター所長の戸澤でございます。

○消費生活総合センター所長 戸澤でございます。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 次に、書記になりますが、消費生活部消費者情報総括担当課長の山口でございます。

○消費者情報総括担当課長 山口です。どうぞよろしくお願申し上げます。

○企画調整課長 消費生活総合センター活動推進課長の佐々木でございます。

○消費生活総合センター活動推進課長 よろしくお願いたします。

○企画調整課長 同じく消費生活総合センター消費生活専門課長の西尾でございます。

○消費生活総合センター消費生活専門課長 西尾です。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 同じく消費生活総合センター相談課長の大内でございます。

○消費生活総合センター相談課長 大内です。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 生活文化局私学部私学行政課長の野口でございます。

○私学行政課長 野口と申します。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 続きまして、教育庁総務部教育政策課長の曾根でございますが、本日は代理で、教育庁総務部教育政策課統括課長代理の渡邊が出席しております。

○教育政策課長代理 渡邊と申します。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 教育庁指導部高等学校教育指導課高校教育改革担当課長の小林でございますが、本日は代理で、教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事の永井が出席しております。

○指導主事 永井です。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 同じく指導部主任指導主事の山村でございます。

○主任指導主事 山村でございます。よろしくお願いたします。

○企画調整課長 次に、本日の出席状況でございますが、当部会は、委員9名と専門員2名で構成されております。本日は、委員8名の御出席をいただいております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第8に定めます委員の半数以上の出席という定足数に達しております。

○野澤部会長 それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いたします。

○企画調整課長 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の会議次第の資料をご覧ください。

資料1が検討部会委員名簿になります。

続きまして、資料2が検討部会の幹事・書記名簿になります。

資料3につきましては、三つに分かれておりまして、資料の3-1が、消費者教育教材等の一層の活用についての資料でございます。

資料3-2につきましては、教員の消費者教育指導力向上のための研修等支援の資料でございます。

資料3-3、こちらは学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置の資料となります。

また、別紙といたしまして、別紙1 教育庁と東京都消費生活総合センターとの連携についての資料、別紙2 ライフステージ別消費者教育取組状況図、別紙3 東京都教職員研修センターにおける教員研修体系をお配りしております。

このほかに、参考資料といたしまして、参考資料①とついている資料がございますが、こちらは、第25次東京都消費生活対策審議会の今後の予定の資料でございます。

続きまして、参考資料②が、第25次東京都消費生活対策審議会第2回総会における主な意見の資料になります。

続きまして、参考資料③、こちら文部科学省の通知になりますが、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムの改定に基づく取組についてになります。

続きまして、参考資料④が、今回の消費生活対策審議会の諮問事項及び諮問の趣旨になります。

このほか、机上には、東京都消費生活基本計画の冊子、その下に、今回の資料に関係しますパンフレットなどを置かせていただいております。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

○野澤部会長 はい。大丈夫でしょうか。

それでは、審議に入る前に、部会の公開についてですけれども、この部会は、東京都消費生活対策審議会運営要綱第11により、公開の扱いにさせていただきたいと思っております。また、議事録についても公開する予定でございます。御了承いただきたいと思います。

審議に当たって、全体の審議スケジュールについて、改めて事務局から説明を受けたいと思っております。

説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、審議スケジュールについて御説明いたします。

お手元の参考資料① 第25次東京都消費生活対策審議会の今後の予定をご覧ください。

本日、第1回の検討部会におきまして、学校教育における消費者教育の推進について御審議いただきます。

来年1月30日には、第2回の検討部会を行います。こちらの検討部会におきましては、注意喚起・情報発信、それから区市町村支援について御審議をいただく予定でございます。

その後、3月の第3回の検討部会におきまして、2回の検討部会を踏まえた答申の中間

のまとめ案について御審議をいただく予定でございます。この中間まとめ案につきましては、来年春の消費生活対策審議会の総会に御報告をいたしまして、その後、都民意見の募集を行いたいと考えております。

総会での御意見や都民意見の募集結果を踏まえた第4回の検討部会を、来年秋口、9月頃に開催を予定しております。部会では、最終の答申案について御審議をいただきたく予定です。

なお、最終の答申案につきましては、第4回の審議会総会で報告する予定でございます。説明は以上でございます。

○野澤部会長 それでは、本日は、都知事から諮問された内容のうち三つの審議事項の一つ目であり、学校教育における消費者教育の推進について審議したいと思います。

事務局からの説明を受けた上で、委員の皆様から御意見をいただくという形で審議に入りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明いたします。

まず、審議に先立ちまして、先日の消費生活対策審議会総会で、委員の皆様からいただいた主な意見につきましては、お手元の参考資料②に、学校教育における消費者教育の推進、注意喚起・情報発信、区市町村支援、それからその他ということに分けてまとめております。御参考いただければと思います。

なお、本日は学校教育における消費者教育の推進につきまして、三つの検討事項に分けて、各検討事項の現状の取組と課題、それから取組の方向性を資料としてまとめております。検討事項ごとに御審議をいただきたいと存じます。

それでは、始めに、資料3-1 消費者教育教材等の一層の活用をご覧ください。

現状の取組と課題のうち、現状の取組につきましては、生活文化局、教育庁、国に分けて記載してございます。

まず、生活文化局の取組でございますが、消費生活総合センターにおきまして、消費者教育教材を作成しております。消費者教育DVDにつきましては、テーマ別・対象別に年1本を作成し、都内の学校に配布しております。あわせて、学習指導要領に対応した解説書、ワークシートも作成しているところでございます。

平成29年度は、高校生を対象とした「住まいの知識は一生の知識」を作成しております。机上には、DVDの御案内をお配りしております。

続きまして、WEB教材につきましても、テーマ別・対象別に年1本を作成しております。自ら考え、選択しながら学べる体験型の教材となっております。こちらも、学習指導要領に対応した指導書もあわせて作成しております。平成29年度につきましては、小学校の5・6年生向けに、「知っているようで知らない くらしとお金のヒミツ」を作成しております。机上に教材のチラシをお配りしております。

続きまして、消費者教育読本になります。若者が陥りやすい悪質商法の手口をわかりや

すく四コマ漫画で紹介しております。こちらも机上に冊子をお配りしております。

こうした教育教材につきましては、ホームページ「東京くらしWEB」で教材の検索ができるようになってございます。

次に、講座・講習会の実施でございます。学校向けの出前講座といたしまして、東京都が養成した消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を派遣し、希望するテーマに応じた講座を開催しております。平成29年度は、小学校で17回、中学校で26回、高等学校で22回、特別支援学校7回の合計72回実施しております。

こちら、机上に学校向け出前講座のパンフレットをお配りしております。

続きまして、教育庁の取組でございます。公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校におきまして、学習指導要領に基づき、家庭科、社会科、技術・家庭科、公民科などの教科の単元で、消費者教育に関する指導を行っております。指導に当たりましては、教科書に加えまして、各学校が選定した教材を適宜活用しているところでございます。

続きまして、教育庁と消費生活総合センターとの連携の状況について御説明します。恐れ入りますが、3枚おめくりいただきまして、別紙1をご覧ください。ただいま御説明しました消費者教育教材につきましては、作成検討委員会の委員に、教育庁から教員の推薦をいただいております。また、消費者教育教材の学校現場への活用促進に向け、連携した周知を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙2ライフステージ別消費者教育取組状況図になります。こちらの資料は、幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期のライフステージ別の消費者教育の取組状況を図にまとめておりまして、DVDや冊子、リーフレット、WEB読本なども記載してございます。

恐れ入りますが、資料の3-1にお戻りください。国の取組でございます。2016年度に、高校生向けの教材として、「社会への扉」を作成しております。国では、2020年度に全国で本教材を活用した授業を実施することを目指し、働きかけを行っているところでございます。

次に、現状の取組を踏まえました課題としまして4点を挙げさせていただきます。1点目は、学校現場における消費者教育教材等のニーズの把握が必要であるということでございます。2点目としまして、生活文化局作成教材の活用状況の確認が難しいという状況がございまして、また、3点目としまして、消費者教育の必要性について、PTAや保護者の理解促進が必要であるということでございます。4点目としましては、国が作成した「社会への扉」と生活文化局作成教材との効果的な活用でございます。

こうした課題を踏まえまして、取組の方向性として、2点挙げさせていただきます。まず、教材の活用状況・満足度の把握等に係る協力体制の構築でございます。なお、こちら、国のアクションプログラムでは、実践的な能力を身につける消費者教育教材を活用した授業の実施や、アクティブラーニングの視点からの手法、参加型授業など疑似

体験を用いた消費者教育により実践的な知識の習得を推進することが求められているところでございます。2点目としましては、PTAや保護者に向けた講習会等の充実でございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○野澤部会長 それでは、今、説明のあった内容について、御審議いただきたいと思いません。

御意見等をお願いしたいと思いますが、まず始めに、本日、学校関係で私立学校を代表して松谷委員と、それから都立学校を代表して八百板委員においでいただいておりますので、その御意見から聞かせていただければ幸いです。

実際の学校現場における消費者教育の現状とか、あるいは消費者教育のニーズなどについてお話しいただければと思います。

まず最初に、それでは、私立学校の松谷先生のほうからお願いいたします。

○松谷委員 はい。よろしく願いいたします。

東京の私立中学・高等学校の代表として私も参加させていただいておりますが、中高、私学は、第1支部から12支部に分かれて活動を行っています。その中で、私の学校が所在する杉並というのは、第9支部、杉並・中野の地区の中高が19校います。この審議会委員の命を受けてから、私も情報と思って、第9支部の先生方に協力していただき、どのように学校の教育現場でこの消費者教育について実施しているかというアンケートをとりました。それについて簡単に説明させていただきたいと思いません。

19校のうち、17校から回答があり、全部ではございませんけれども、やはり2学期及び3学期に、全体で、高校2年生・3年生、中学3年で行って実施している学校が、やはり7校あります。内容は全体指導でいろいろな方に来ていただいて、講習を受けたりする形での消費者についての問題点についてのトラブルですか、それから詐欺、インターネットの通販など、そういったものがプリントとして教育をしているというのが7校でございます。

それから、授業での実施は、公民科、家庭科などでの実践をしているというところが3校というところでございます。恐らく各学校でもやっていると思いません。大きく取り上げてやっていないので、実際の授業では綿密に調べていただいたところ、3校がそのような取組を授業で、公民科と、それから家庭科、技術・家庭科でやっているという回答をいただきました。あと、7校が、余り実際には実施していないというのが現状でございます。

アンケートの中で、いくつかの学校から提案がありました。ひとつは動画は授業に活用しやすいので、ぜひ動画などのいろいろなものがあればお願いしたいということ。

あと、やはり具体的な詐欺、インターネット通販、それから悪質商法、契約とか、若年層に多いトラブル、あるいはゲームが非常に生徒の問題になっていまして、オンラインゲームとか、あるいは課金というんですか、ゲームの中の、それをどんどん、お金をつぎ込んでしまうようなトラブルがあるので、そういったことについて、いろいろな資料とか指

導がいただけたらありがたいなというのが御意見として集まってきております。

そういう中で、さらにどう普及するかという意味では、これから学校としても、私学としても消費者教育を進めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、八百板先生、お願いします。

○八百板委員 失礼いたします。よろしく願いいたします。

まず、現行の学習指導要領で、公民、それから家庭科での取組及び今も私立の校長先生の方からお話がありましたが、卒業の少し前の段階で、3学年の生徒を対象としての消費者教育、悪質商法等に騙されないようにというようなことで、取り出しの形で、学年全体に対しての指導を行っているというような実態です。

家庭科の教員と話をしましたところ、一番これまでにありがたかったのは、本校は荒川区に所在なんです、その教員は足立区の経験が長く、2校での取組、実践があるんですけども、足立区消費者センターと連携を図って、それで各クラスごとに50分の家庭科の時間を活用する形で、50分授業の単位時間について、ロールプレイを行ったりですとか、いろいろな工夫をしていただける、そのテーマに応じてだそうなんですけれども、いろいろな工夫をともにして作っていくということが、これまでとても有効であったという話を聞きました。

また、新学習指導要領では、さらにこの成年年齢引き下げへの対応ということで、持続可能な消費生活、環境ということでの指導を、もうこの30年度の入学生から実施することに向けては、御案内のとおり、平成30年8月31日に、移行措置について文科省から通知が出ているわけなんです、私も、それにつきまして、学校全体に配布して取り組んでいくという方向性で進めておりますが、やはりさすがだなと思ったんですけども、本校が活用しております教科書の会社から、高校家庭科ニュースということで、移行措置、どうすればいいというのが、ここに持ってきましたけれど、3枚出されていて、これはとてもわかりやすく、こんなふうに、現行の教科書の何ページ参照とか、それからこちらの会議でも紹介されています消費者庁の「社会への扉」のことも、ほかにもこんな教材がありますということで紹介がされていたりして、学校が取り組みやすいような工夫、情報提供をしていただいているということを知りました。こうしたことを強化していくということが、一つあるかなというふうに思います。

教科書も、それから本校で生徒たちが補助教材として活用しているものについても見てみたわけなんですけれども、この「社会への扉」は、簡潔で、なおかつ押さえさせたいところを、生徒たちも興味関心を持って取り組むのではないかなということで、よくできているんだなというふうに思いました。

こういった、ほかにもこんな教材というところでお示しいただいているDVDであったりとか、子供たちにとってわかりやすい形で、具体的なものをさらに用意していくという

ことが、これからの充実ということでは大切かなというふうに思っています。

それから、私、前回、総会のほうに欠席させていただいたんですけども、拝見して思ったことなんですけれど、基本的な知識とか、それから教育の不足への指摘があって、ちょっとはつとしたことが最近あります。終業式が間もなくありますので、具体的には子供たちに直接語りかけるよい機会なので、話をしようと思っているんですが。12月の校長連絡会で、平成30年度事故・苦情等の報告10月分ということで報告があったんですが、振り込め詐欺の出し子で、都立高校生が3人逮捕されたという件についてです。日ごろ真面目な生徒で、その学校の先生方にとっては、ノーマークの生徒だったということで、えっという感じだったと伺いました。友人から5万円もらえる仕事があるよということに乗ってしまったそうで、ちょっと考えられないというふうに思うんですが、でも、こうした実態があります。

成年年齢の引き下げによって、早期に1学年のうちから計画的に高等学校において消費者教育を進めていく、その必要性をこうした事例からも痛感して、労せずしてお金を手にすることなどあり得ないとか、そんなうまい話があるわけがない、変だというふうに思う、そういう子供たちの育成ということが不可欠だなというふうに思っています。

話を戻しますが、「社会への扉」であったり、DVDであったり、また、ちょっと不勉強でよくわからないんですが、足立区は消費者センターで、荒川区は消費生活センターになるんでしょうか、そうした身近なところとまた連携を図らせていただきながら、都立高校1校1校が取組を強化していく、具体的にこの話題についてはこういう手法があるよというようなことを、ともに確認しながら、子供たちにとって印象的な、そして考えさせる、そういう指導を行っていききたいなというふうに考えています。

ありがとうございました。

○野澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今のお二方のお話に対する質問でも構いませんし、それ以外のことでも構いませんので、どうぞ御自由に御議論いただければと思います。

○丸山委員 総会に欠席しておりまして、ちょっと、的外れになりましたら申しわけございません。

1点としましては、消費者教育の推進、また、若年者を中心に進めていくということは必要であろうという認識は持っております。

ただ、確認をしたいのは、教育をするその目標としましては、今お話に出てきましたように、1点は被害者にならないという点と、2点目としては、加害者にもならないという点が入ってくるのではないかと思います。

何らかの施策というものを大がかりにやっていくときには、そういった施策というものがどういうふうに効果を発揮しているのかというのを、少し長期的な展望でも構わないので確認していくということが必要ではないかと思います。どういうことかといいますと、都や国の相談センターとかで、もちろん相談を受けているわけですけども、学校での相

談などそういうものについても吸い上げたうえで、将来的な課題になるかもしれませんが、そこでどういったトラブルに巻き込まれ、被害者、加害者になった人がどういう教育を受けてきたのか、消費者教育を受けてきたのか否かということも、将来的な課題としてはデータ的に検証していくということも検討していただけると、様々な施策が効果的に行われているのか検証していけるのではないかと思います。

こういった発言をした一つの理由としましては、ある行動学と法学の研究においては、金融リテラシーが高いと、投資被害に遭いやすいといった研究結果も出ているわけですし、そうなりますと、どういうふうに知識を入れて、どういうふうな効果を目指すのかというところを意識したほうがいいのではないかと思います。かえって興味を持ってしまって被害に巻き込まれたというのでは困りますので、やっぱり効果的な教育のあり方というのを、教材を活用するときに、教育の専門家のお知恵も借りながら、どういうやり方をしていくのが効果的かという視点をどこかで入れていくとよいのではないかなと思います。

また、資料の3-1の提案にございますように、PTAや保護者に向けたという、家庭での教育というのも非常に大切なファクターというふうに個人的には思っております。家庭での教育というのが一定の行動に影響を与えるということは、さまざまな局面で言われていることで、消費者教育や消費者行政と保護者をつなぐためには、やはり学校が要になると思いますので、この具体的なやり方を考えていくことは非常に大切であるという感想を持ちました。

以上です。

○野澤部会長 はい。ありがとうございます。

教育をする上で、効果的な教育を目指すということと、それから家庭教育の重要性、これは、前回、総会でも出ていましたね。

そのほか、いかがでしょう。あるいは今の関連でもいいですが。

柿野委員、お願いします。

○柿野委員 今の丸山委員のお話、私も大賛成とお聞きしていました。やはり実態といたしましょうか、データに基づく施策の展開がこれから重要だと思います。学校現場では学習指導要領に基づいて消費者教育をやっているということですが、実際のところ、先生方が消費者教育として意識して実践しているかどうか、という点が重要だと思います。小学校に通う娘の担任の先生と常に接点があって、いつも思うんですけども、私から見ると消費者教育だという授業内容も、先生ご自身はあまり意識していない場合があるんですね。先生方がどこまで消費者教育として意識的に授業を行っているかということを中心に調査をしながら、学校での浸透を図っていくことも必要かと、御意見を聞いていて思いました。

それから、1点御質問をさせていただきたいと思います。私は、全国各地で、消費者教育を推進していくための計画づくりであるとか、さまざまな支援という形で、自治体に行かせていただいているのですが、そういった中で、最近特に進んでいる自治体では、前回

の総会でも少しお話ししたんですが、教育基本法に基づく各地の教育振興基本計画の中に、しっかりと消費者教育が位置づいており、それに基づいて全体で消費者教育を実践しているように感じます。今後は、これが全国的に広がっていくことによって、消費者教育推進に寄与するという認識を持っているところです。

そこで、不勉強で恐縮なんですが、東京都の場合、東京都教育ビジョンというのでしょうか、教育委員会で所管されている教育ビジョンの中で、今現在、消費者教育がどのように位置づけられているのか。あるいは今後、消費者教育をどのように取り上げていく予定なのか、という点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○野澤部会長 いかがでしょうか、事務局のほうから。あるいは教育庁のほうから。

お答えにくいようでしたら、また次回にでも。

では、次回に、教育ビジョンの中でどのように位置づけていくのかと。そのほか、いかがでしょうか。平澤委員。

○平澤委員 平澤です。私は、この会に臨時委員で就任させていただきましたけど、基本的に成年年齢の引き下げの問題に弁護士として関わってきたものですから、その視点で御意見を述べさせていただければと思って参加しています。

今、先ほど御報告があったように、学校でやっている実態というのを言っていて、それがどのくらい生徒に伝わっているのかというのが重要なのかなというふうに思っています。教材とか、あるいは教科書、学習指導要領なんかにも消費者教育っていうのは割と書いてあって、今までもそれをやってきているはずなんですけれども、具体的なイメージがなかなか生徒にはわからないんじゃないのかなと思うんですね。消費者被害の実態とかがわからなくて、わからないけど、授業で先生が言っていて、あ、クーリングオフっていうのがあるのかなとか、そういうことを学ぶんでしょうけれども、どこまで伝わっているのかがあまり見えない。

それから、時間もなかなか足りないだろうし、先ほどの御報告でもありましたけど、足立区で消費者センターと連携して、各クラスでロールプレイなんかをやったということがありましたけど、こういうのはとても重要だと思うんですね。こういう少人数で被害を見ながら、こういうときはどうするとか、困るよねとかいうことを見ながらやるというのがとても重要だと思っています。

成年年齢が引き下げになると、高校生の現場に被害が入ってくるわけで、今まで守られていて当たり前だったのが、そうじゃないものが入ってくるので、非常に重要な変更というか、今までやってきたもの、やってきたんだけど、やってきたからいいですよという話ではもう済まない状況になるんじゃないかと思っています。

なので、そのあたりの意識を高めていただく必要があるし、そうしないとすごく混乱をするのかなというふうに思っています。なので、そうはいっても、学校はなかなか忙しくて、いろんな時間をとる必要があるでしょうし、ここばかりに割けないというのものもあるでしょうけど。動画で活用するものがあるといいですとか、そういうのはそうかなというふ

うに思っていて、ある程度の、誰でもできると言ったら変ですけども、学校の先生が割と簡単に使えるような教材とか仕組みというのがとても重要で、その中学、高校の生徒たちが、みんなが学べるというような体制が必要なのかなというふうに思いました。

○野澤部会長 はい。ありがとうございます。

では、松谷委員。

○松谷委員 今のお話で、本当に学校現場では、もう卒業するから、最後にそういう社会人教育という意味での指導は、もうやりっ放しというか、検証するということがないと思っています。

そういう中で、生徒が学んだものを検証するというので、一つの案としては、学習の定着化のためにアクティブラーニング（能動的学習）というような方法あります。この方法ですと、ただ単に講習を受けるだけでなく、資料や書籍を生徒が実際に調べることは今はインターネットなどに参考としていろいろ出ておりますよね。これを生徒に調べさせて、生徒同士で議論したり、発表させるような形をしていくことが、生徒が非常に多くを学ぶということで、実際こんなことがあるんだ、怖いことがあるとかというようなことが、警鐘につながり、社会人教育の定着率が高くなり、意識を高めるというのが非常に良いと思いました。

○野澤部会長 はい。ありがとうございます。

丸山委員と、それから柿野委員、平澤委員から、教育効果の検証について、効果を高めるように、それをどう検証するかという話が出てまいりまして、それに対して、柿野委員のほうから、やはり教員の意識が一方で大事だと。それから、平澤委員のほうからは、わかりやすい教材が大事であるということで、そういうものも含めて、今、松谷委員が言われたようなアクティブラーニングとか、その主体的に取り組んでいくような、そういう授業を展開するといいいのではないかという、そういうお話だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。関連しても構いませんし。

では、阿部委員のほうから。

○阿部委員 阿部と申します。よろしく申し上げます。

やはりこの効果の検証というのは大変重要なことだと思っております。「社会への扉」も、先ほど先生おっしゃったように、大変よくできておりますが、授業時間の45分ぐらいで、単位の中でどこを教えるのか、1単元で全部ができるわけではないので、やはり継続的に消費者教育はやっていかないと、一回やっただけで、やりましたということにはならないと思っております。例えばどのようにとか、どのくらい時間をかけてとかいうところも、あわせて問うてみる、それも必要なことではないかなと思っております。

それから、アクティブラーニングという形で、ロールプレイを消費生活センターとの連携で行っていることを伺って、前向きに先生方が捉えておられるということ、この成年年齢の引き下げによって、本当に動き出したんだというのは実感しているところでございます。

私どもは、消費生活相談員を構成要員としておりまして、どの相談員も、やはり意見として出てくるのは、学校現場の壁であったり、学習指導要綱の壁というところで、なかなか入っていけないということが多い中で、今回はそういった連携をするというところでやっていたらいいかなと思っております。

私どもが学校と連携を取り行った講座の効果として、授業を受けた高校生が消費生活センターを訪ねてきて、自分の携帯にもロールプレイでやったのと同じメールが来たというようなことで、「先生、これは無視していいですよ」というのと同時に、こんなメールが来たし、「消費生活センターを一回見てみたかった」ということで、二、三人で学生が来たりすることがありました。そういったことをやることによって、一歩が出ていく。それによって、消費生活のいろんなトラブルというのは、こういうところに相談すればいいのだ、都には東京都消費生活総合センターがあるし、自分の近くには区のセンター、市町村のセンターがあるということを学んだんだということでした。都の都立高校だったので、自分の住んでいる地域のセンターを、調べようというような形で、動きが出たということがございまして、連携して消費者教育をやることによって、一歩が出てくるかと思えます。

それから、連携を取ったのは家庭科の先生だったのですけれども、家庭科とか公民とかという授業に特化せずに、横断的に、消費者教育というのは、いろんな授業でも出来ると思いますので、一部の先生たちだけの研修をするというのではなくて、教員の皆様に直接的には関わらないにしても、どこかで、例えば消費者市民社会としての関わりなどを、各先生が伝えられるというような形でできればいいのかなというのは考えているところでございます。

以上です。

○野澤部会長 大変参考になる話を、どうもありがとうございました。

それでは、洞澤委員。

○洞澤委員 ほかの委員の方々がおっしゃっていることの焼き直しのような話になるかと思うんですが、二つのことを申し上げたくて。

1点目が、せっかく東京都のほうではDVDにせよWEB教材にせよ、たくさんよい教材が存在しているかと思うんですけれども、恐らくそれを使っていただく学校の現場の先生方が、それをきちんと見て内容を確認するだけの時間がないということもあるかもしれません。したがって、これらを使ってどういうふうに使って効果的に教育効果を上げていったらいいかという、その方法というんですかね、そういったものの手助けも必要なんじゃないかなというふうに思っています。時間のない先生方が、効果的にその教材を使っていけるような援助というものを、もっと積極的に考えていくことによって、単にこういう教材があるよというような情報提供だけではなくて、使ってみたいと思っていただけるような方向性に持っていけるのではないかというふうに思います。

それから、2点目として、では、そのような教材をどのように作っていくかということについては、やはり先ほど来出ておりますとおり、生徒に対してどのように訴えていくか

ということかなと思うんですけれども。やはりその教材を見たときに、生徒が自分のこととして捉えられるような内容、将来、自分にも起こり得るんだというようなことを考えてもらう必要があると思います。アクティブラーニングというようなことで身につけていくのかもしれませんが、要はそれを見るなり学ぶなりしたときに、実際に自分が問題に直面したときに、すぐに行動に移せるような情報の提供の仕方ということが非常に重要だと思います。

そのあたりのところは、やっぱり教育の専門家であるところの先生方のお知恵もお借りしながら、行動に移すためにはどのような伝え方が一番効果的なのかというところを、より深めていくのがよいのではないかと思います。

以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

時間も迫ってきましたので、御発言はあとお一人にさせていただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。大体今まとめていただいたような感じですけども。よろしいでしょうか。

○統括課長代理 先ほど柿野委員からいただきました教育ビジョンにおける消費者教育の取り扱いについてですけども。現在、教育ビジョンの中では、「消費者教育」という言葉を使用しているという状況ではございませんが、多様な教育の一環として、記載としては主権者教育ですとか法教育、租税教育、金融教育等を多様な教育課題に対応した教育を充実させるというような記載があり、具体的には、公民科の各科目や総合的な学習の時間等、学校教育全体を通して、生徒自身がより一層社会と関わりを持って、社会の一員として自覚するための教育をというようなところで、消費者教育も含めた取り扱いという形になっております。

○野澤部会長 柿野委員は、よろしいですか。

どうぞ。

○柿野委員 御回答、ありがとうございました。消費者教育として、これから一層重要になっていくという段階ですので、今後ぜひ、消費者教育の充実という観点から、教育ビジョンでも積極的に取り上げていただければと思います。ありがとうございました。

○野澤部会長 それでは、次の項目に移りたいと思います。

次の項目は、教員の消費者教育指導力向上のための研修と支援でございます。ただいま阿部委員とか洞澤委員からもこの点についてのお話もありましたけれども、これについて議論していきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明いたします。

資料の3-2、教員の消費者教育指導力向上のための研修等の支援をご覧ください。

現状の取組につきましては、生活文化局、教育庁に分けて記載をしてございます。

まず、生活文化局の取組でございます。教員を対象に、夏休み期間中に消費者教育に必

要な知識を提供する消費者問題教員講座を実施しております。机上には、今年度の講座に関するパンフレットをお配りしております。こちらをご覧くださいますと、飯田橋と立川、渋谷の3会場で、合計32講座を開催しております。また、パンフレットの中ほどには、プログラムの内容を記載しております。実績になりますが、平成29年度は、32講座で延べ1,052人の方が受講しております。

こちらの講座の周知に関しましては、教育庁と連携して取り組んでおります。恐れ入りますが、別紙1をご覧ください。こちらの資料の2 教員のための消費者教育講座の周知等にありまます通り、講座の実施に当たりましては、後援名義をいただくほか、都立学校及び区市町村教育委員会等に対する周知を教育庁と連携して行っております。

なお、この教育講座の後援名義につきましては、東京都教育委員会のほかに、東京私立初等学校協会、東京私立中学高等学校協会、東京都私学財団からもいただいております。

資料の3-2にお戻りください。

続きまして、教員等への資料提供でございます。消費生活総合センターでは、消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」を年4回発行し、学校及び区市町村教育委員会に配布しております。机上には、12月に発行いたしました提供誌をお配りしております。トピックとしまして、若者の消費者被害に対応した法改正や成年年齢引き下げによる影響につきまして、本日お越しいただいております平澤委員に御寄稿いただいております。

このほかに、都や事業者団体等が作成いたしました消費者教育教材及び事業者団体等外部講師の情報をホームページに掲載しております。

続きまして、「教育庁の取組」でございます。

教育庁では、東京都教職員研修センターにおきまして、教員を対象とした研修を実施しております。なお、東京都消費生活総合センターの消費者問題協議講座につきましては、東京都若手教員育成研修1年次研修の課題別研修に設定されているところでございます。

また、専門性向上研修におきましては、社会Ⅰ、社会・公民Ⅱ、社会・地歴・公民Ⅲ、家庭Ⅱといった教科の研修の中で、消費者教育を取り上げております。

このほか、東京都教職員研修センターでは、指導資料といたしまして、「多様な教育課題に対応したカリキュラムモデル」を作成しております。この中の、中学校2年生の総合的な学習の中におきまして、「賢い消費者になろう」という指導計画例が取り上げられております。

なお、別紙3に、東京都教職員研修センターにおける教員研修体系の資料をお付けしております。

続きまして、資料3-2の下段に移らせていただきたいと思います。

こうした現状の取組を踏まえまして、課題といたしましては、教員の消費者教育指導力向上のための研修に関するニーズや現状の把握が必要であるということ挙げさせていただいております。

取組の方向性としましては、2点挙げさせていただいております。まず、研修機会の確

保でございます。初任者研修のみならず、中堅教員向けや家庭科・社会科教員向けなど消費者教育を行う研修の拡充や教員の自己啓発用消費者教育教材の配信の充実でございます。また、消費者教育の重要性に対する教員の理解促進、具体的には、学校管理職に対する研修の充実を挙げております。

次に、消費生活総合センターと教育庁との連携強化でございます。講座に教員がより参加しやすい環境の整備や、講座の実施、周知に関する教育庁との協力体制を継続していくこと。また、消費生活総合センターからの外部講師の情報提供や消費者啓発員の講師派遣を挙げさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○野澤部会長 それでは、ただいま説明のあった内容について、御審議いただきます。

御意見等、お願いいたします。

それでは、平澤委員、お願いします。

○平澤委員 学校教育で、先生方の役割というか、それが一番重要で、この間、消費者教育とか、今回この「わたしは消費者」を書かせていただいたり、あるいは講座に参加させていただいて思うんですけれども、学校の先生はなかなか情報を持って、自信を持って教えるのはとても大変だろうなというふうに思います。消費者問題も、非常に動きも早かったりして、それをフォローするということがとても難しいし、そんなに十分に知識を持って、自信を持って教えるというのは実際は無理なのではないかというふうにも思ったりします。

今回、「わたしは消費者」の中では、特殊商法や消契法の改正のことを書きましたけれども、改正のことよりも、そもそも消費者契約法が何なのかとか、その取り消しとか契約の意味ですよね、それがとても大事なもので、そういう基礎的なところを教えると。基礎的なところがわかれば、あとは、いろんな変化というのはそれに付随するものなので、そのあたりの知識等の定着をしていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

それで、その中で、やはり研修とか、あるいは資格にそういう教科というか科目を入れるとか、そういうことも重要なのかなと思うんですけれども。そういう研修で、ここまでわかっている、ここまで教えればいいんだというところをやるというのが、とりあえずすごく重要なんじゃないのかなと思います。今までも重要だったはずだし、やってこられたのかもしれませんが、成年年齢引き下げに伴って、その重要性が非常に増したのかなというふうに思っています。

○野澤部会長 はい。ありがとうございます。基礎的な部分も取り上げて教えるというか、研修の対象にするということですね。

そのほかいかがでしょうか。

柿野委員。

○柿野委員 今の段階で、初年次の研修の課題別研修に位置づけてくださっているということですが、今後、より一層、他の法定研修の中に消費者教育を盛り込む方向で検

討していただきたいと思います。

それから、ちょっと発想が違うんですけど、研修というと、研修計画があって、各回の研修に人を集めて研修をする形が定番ですけれども、中には消費者教育に強い関心を持つ先生が増えてきていると感じているんですね。このようなリーダー的な先生方が、もっと勉強したいというニーズを満たすような、企画があったら良いのではないかと思います。例えば都の飯田橋のセンターで企画して、そういう先生方が集まって、みんなで勉強するような研究会をつくる。先生方同士で、「こんなことをもっと勉強したいね」など持ち寄り、相互にネットワーク化して、高めあうことができる研究会なども考えられるのではないかと思います。

実は、この発想は、1980年代に東京都が取り組んでいたもので、「消費者教育を考える教員交流会」という名称の教員ネットワークの勉強会を支援し、その成果を「消費者教育キーワード269」というタイトルで出版しているんですね。このような形ってすごく理想的だと以前から思っていたんですが、今なら、熱心な先生方を呼びかけることで、自発的な教員ネットワークが結成できるのではないかと感じました。以上です。

○野澤部会長 はい。ありがとうございます。そういう研究会があれば、先ほど平澤委員が言われたような基礎的なものも含めて勉強もできるということになるわけですね。

そのほか、いかがでしょうか。

では、阿部委員。

○阿部委員 すみません。まずは質問ですけれども。この教員の研修に関しましては、中学とか小学校の先生も一緒に受けているのですか。高校の先生なのかなと思うのですが、その他の先生方も一緒にこの研修はやられていらっしゃるのですか。

○消費生活総合センター活動推進課長 センター活動推進課長でございます。

事前の御説明は、都のセンターでこういう教員講座をやらせていただいています、教育庁さんの教職員研修センターのほうでこれだけ体系的にやっていますというお話の中で、今お尋ねのあったのは、この資料の中にある、例えば受講者延べ1,052人という、私どもの講座についてということよろしいでしょうか。

○阿部委員 そうです。

○消費生活総合センター活動推進課長 延べ1,052人ということになっておりますけれども、この内訳を学校種別ごとに昨年度の実績で申し上げますと、小学校で4%、中学校で33%、高校で34%、また中高一貫、これは私学の中高一貫もあれば中等教育学校という整理もあると思いますけれども14%、特別支援9%というのが全体の状況です。ですので、中学・高等学校で約8割の方々に来ていただいているということで御理解いただけたらと思います。

○阿部委員 今、成年年齢引き下げというところで、高校の授業とか高校の先生たちを対象にということころは、よく議論の中でもあると思うのですが、その前段になる小学校の先生、中学校の先生たちにも同様に、こういった教育を受けていただきたいと思うところ

でございます。小学校、中学校の参加があるということがわかりました。

それから、先ほど、先生たちが使いやすい教材の作成をというところは、そのとおりだと思います。たくさんの教材を東京都さんでは作られておられて、高校生、若者には、確かに4コマ劇場は非常に人気があったりします。けれども小学校へ出向いたときに、消費者教育WEB版のくらしとお金のヒミツはどうですか、使用していますかとお伺いしたとき、WEBでの教材を授業に取り入れるのが難しいというようなことを言われたりしたので、せっかくいい形で提供されていても実際の現場で使われにくいというものであれば、一部の先生のご意見だったので全部の方というのはわかりませんが、使いやすいような形で提供していくというのがよろしいのかなというふうに思っております。

すみません話が戻ってしまいますが、特別支援の参加があると説明していただいて、その先生たちも御参加されて、勉強されているというところを伺ったので、よかったなと思います。あとはフリースクールなど、いわゆる、学校などに属さない子供たちがいるような先生にも、目を向けていくことが大事だと思います。御相談の中に、そういった子供たち、学生たちが来るものですので、東京都さんとしては、幅広くというか、視点を持って教育をやってもらえたらなと思っております。

以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、丸山委員。

○丸山委員 皆様の繰り返しになってしまうのかもしれませんが、講座という場合に、非常に専門化され、細分化されている消費者法の知識というのを大量に教えても、それを教育に反映させる準備の時間も必要になってしまっていて大変なことになってしまうだろうという感想を持っております。したがって、基礎的なことを踏まえていただいた上で、効果的に教育するにはどうしたらよいらだろうというところまで、消費者相談とかに関わっている方と、教育的な効果について知見のある方とが、相談して講座をオーガナイズしてみるとというのが一番理想的ではないかと思っております。受講された方が基本的な知識をインプットして、やり方もイメージしやすくして、それをすぐに実践に移せるというのが理想的なあり方ではないでしょうか。先ほどのトピックとも関わりますけれども、これをアクティブラーニングでやるとか、また、消費者相談センターに行ったという話も先ほどありましたけれども、相談に行かない層というのも大問題でございます。そういう層をなくすというのも目標としてはあると思っております。講座の開設という場合、細かい知識だけを伝える形ではない、すぐに教育の現場で活用できるような研修というか、そういうものを念頭に置いていただくと実践がしやすくなっていくのではないだろうかという感想を持ちました。

以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。生徒だけではなくて、教員の研修でも、やはり効果というものをどうやって検証していくか。効果が大事だということですね。

そのほか、いかがでしょうか。

洞澤委員。

○洞澤委員 すみません、質問になるのかもしれないんですけども、この1年次、初任者の課題別研修で、センターの講座を設定というふうにあるんですが、これがどんなことをやっているのかなということちょっと聞いてみたいなと思ひまして。というのも、ちょっと自分の経験も踏まえてということなんですけれども、初任者の方って、やっぱり覚えなきゃいけないことがたくさんあって、いっぱいいっぱい状況というのが多分あるのかなと思うんですね。そうした中で、やはり、その消費者教育に関して、センターから講座の設定を受けたとしても、それがいっぱい状況の中で、どれだけ、それがとても大切なものなんだという形で吸収していただけるのかといったところが、ちょっと疑問だったものですから。先ほど来、ほかの委員の方々がおっしゃっていることの延長かとは思ひなんですけれども、ちょっとそのあたりのところを教えていただければと思います。

○消費生活総合センター活動推進課長 活動推進課長でございます。

洞澤委員のお話の最もポイントとなる部分は、どちらかという学校現場といひますか、学校の中の、例えば学校長を中心に、どういうふうに、この消費者教育に御理解いただけるのか。教科の先生という意味ではなくて、学校全体で、どういうふうに御理解いただけるのかの方につながっているようなお話かとは思ひんですが、実は、今回、別紙という形で資料お付けさせていただいている、資料3-3の後ろにあります別紙1になりますけれども、こちらの資料は、ぜひ、今日は皆様方にお知らせをしたいと思ひてセンターのほうでお作りしています。まず、学校と消費生活部門とはどういう役割分担をしているんだということ大きくタイトルございますけれども、その中で、ややセンターから見た書き振りになっていて恐縮なんですけれども、この2年半ほど、教育庁さんの方で、いろいろな形で御協力いただきながら取り組んできています。以前から、例えば教材の作成に当たって今日、来ていただいている永井指導主事にも御協力をいただいているところなんですけれども、いろいろな御協力はいただいている。

それから、教員講座の関係につきましては、以前からセンターが、教育庁主催の説明会でお話はさせてきていただいていたんですね。実は2年半前に、初めて通知を出していただくようになった。東京都教育委員会から各都立学校、そして区市町村の教育委員会にも通知という形で周知をしていただくようになったというのが一つ。それから、昨年度から初任者研修について取り扱いをしていただいた。教員講座に来ていただいている方々には、学校の出張のような形で、あるいは学校で特に認めていただいているということではあったんですが、昨年度から、初めて、この初任者研修に位置づけていただくと、いわゆる大手を振ってと言うんですか、学校できちんとそこに位置づけをいただいて、出席をしていただけるようになったということが一番大きなポイントです。こういう形をとったがゆえに、昨年度から、今までほとんど来たことのない技術の先生がいらっしやったりとか、あるいは当日になって急にやっぱり行けなくなったというキャンセルの方が少なくなってきた

るということは実態としてお知らせができるのかなというふうに思います。その初任者研修という扱いも、決して、これはすみません、漏れ承るところなので、教育庁さんの方にお聞きしなきゃいけないのかもしれませんが、本当に1年目の方だけが参加できるんじゃないかと、幅広く、学校長の裁量のもとにいろいろ出張扱いといいますか、研修扱いで来ていただけるような形にはなっているということでございます。

この資料には記載はございませんけど、出張あるいは、これは私立も公立も含めての統計上になりますけれども、8割の方々が何らかの形で出張もしくは研修という形で来ていただけるようになったというのが、この2年間の実績ということでございます。

以上でございます。

○野澤部会長 多分、初任者研修で、みんなが来やすくなって、参加者が増えて、それはいいことだと思うのですが、今の柿野委員の多分御質問というのは、来ていただくのだけど、結局、初任者研修でやるものがものすごく多くて、実は、消費者教育の部分はそんなに研修として効果的ではないのではないかと。そこはよくわからないのではないかと、多分そういうところだろうと思うんですね。だから、研修の中身とか、そういうところで、やはり、例えばさっきのアクティブラーニングを取り入れるとか、何かいろいろ工夫が必要ではないかと、そのような多分話になっていくのかなと思いますけど。

○消費生活総合センター活動推進課長 私の方の理解が不足しておりまして、申しわけございません。今の御趣旨ということであれば、そういう点は少なからず御指摘としては、私もしっかり受けとめなきゃいけないと思うんですけども、その中で、こちらの資料の中身を見ていただくとわかるんですけども、例えば1番の概要のところアクティブラーニングの視点の話をここで取り入れたりと、あるいは幾つかの授業については模擬授業という形で、実際にこういう教材を使って、どういうふうに授業をしていただくと効果的と言えるのかということを実際にモデルとしてやっていただきながら、皆さんに御意見いただき、さらに高めていくという、そういう視点は入れさせていただいています。ただ、今の洞澤委員のお話も、しっかり受けとめていきたいと、思います。

○野澤部会長 どうぞ。

○主任指導主事 教育庁指導部の主任指導主事の山村です。

今、洞澤委員がおっしゃったことに関連して少しお話をしますが、委員のおっしゃるとおり、初任者研修というので決められた内容というのは、やはり授業力向上に関することや生活指導、学級運営に関するものが主なものです。やはり、それがないと学級がうまく経営できなくなりますので、あと、子供の授業力というか、学力の保障というのが一番大切です。ですので、その消費者教育に対する順位というのは、必然的に低くなってしまいます。課題別研修というのは、教員が自らの意思で選ぶものです。

ただ、課題別研修の一つに、この消費者教育という科目といいますか、一つのメニューがあるということは、とてもこれはすごいことでして、御存じのとおり、教育において、今、〇〇教育とつくものが100を下らないと言われております。そして、学習指導要領に書

かれてある各教科・領域等は、各学校は必ず行わなければならないものでして、もし、先ほど学習指導要領の壁という言い方もされましたが、もし学習指導要領の指導内容をやっていないと、これは履修漏れということになってしまいますよね。これは大きな事故になってしまいますので、各学校は全ての学習指導要領に書かれてある指導内容を各学年で行っていくと。さらに、その上で、校長の学校目標や区の教育指針に従って重点的な特色としての〇〇教育を行っていくということでございます。

研修センターに、その消費者教育という科目があるということは、やはり、それを選んでいく、選んでいきたい、必要性が高いと思われている学校が増えているということの証しでもあろうかとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、まず、若手教員は、ちゃんと授業をやらなければならないというところが大きな課題であるところでございます。

以上でございます

○野澤部会長 洞澤委員は、よろしいですか。何かもしあれば。どうぞ。

○洞澤委員 この課題別研修というのは、学校が必要と考えて選択した場合に、その先生が参加するって、そういうものなんですか。

○主任指導主事 基本的には、これ各教員です。ただ、各教員が選んだからといって、必ず参加出来ますということではできません。必ず管理職に、自分は何月何日に、こういった内容の課題別研修に出たいんだけどもということ、管理職から承認を受けてます。ただ、研修センターが設定している課題別研修を受けたいと言って、管理職がだめですよという可能性は非常に少なからうかと思うんですね。ただ、もちろん、学校運営に支障がある場合は別ではございますけれども。

○洞澤委員 ちなみに、これはどちらにお伺いしたらいいのかわからないんですけども、その消費者教育という研修を課題別の中で設けているんだとして、今、出席者というか、受講者というのは、どの程度いる、初任者の方で受講者って、どの程度いるものなんでしょう。

○消費生活総合センター活動推進課長 活動推進課長でございます。

1年目の方かどうかまでの確認は、私どもできていません。初任者研修として来られた方と、出張で来られた方とが、概ね、たしか半々くらいいらっしゃるということなんです。ですので、結構な数の方が初任者研修という形でいらっしゃる。それは、本当に1年目かどうかの確認は、私もちょっとできていないので。

○野澤部会長 ありがとうございます。

結局、今回、取組の方向性で示された、管理職である教員の理解の促進と、それから参加しやすい環境の整備というところですかね、そういうところにかかってくるのですかね。

そのほか、いかがでしょう。

○活動推進課長 すみません、ちょっと今の話で、今年から、急遽、この初任者研修の件についてはとり始めたんですけども、統計上、訂正させていただきたい。9%です。初任者研修として純然として来ている方は9%、全体の。という状況でございます。

○野澤部会長 この課題をとられている方が9%ということですね。ありがとうございます。

では、柿野委員。

○柿野委員 教員の研修で各地に行かせていただくのですが、法定研修では10年経験者研修が多いですね。教員経験を積んだ先生が、生徒の実態を踏まえると、消費者教育が非常に重要と感じてくださるケースが多いように思います。初年時での研修で設定されることは、とても大きな前進だと思って拝見したんですが、中堅教員向けとここには書いてあるので、それに該当するかどうかははっきりしないのですが、10年時研修として明確に位置づけていく必要があると思います。また最近、校長先生向けの研修会で、校長先生にお話させていただくと、消費者教育ってそんなに奥が深いんですか、とか、子供たちの生きる力を育むには不可欠ですねとか、前向きな反応が見られるものですから、校長先生、管理職向けの研修を、これからはしっかりと位置づけていただきたいと思います。

○野澤部会長 ありがとうございます。

時間も迫ってきましたので、御発言は、あとお一人にさせていただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは続いて、次の項目でございます学校教育と消費者生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置に入りたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明いたします。

資料3-3 学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置をご覧ください。

東京都におきましては、現在、消費者教育コーディネーターを設置しておりませんが、消費生活総合センターにおきまして、教材の作成・提供や教員向けの講座・出前講座の実施などを通じ、学校での消費者教育の取組を支援しているところでございます。そのため、資料には、他県の設置事例を記載してございます。

徳島県におきましては、県の教育委員会が高等学校の教員を研修生として県の消費者情報センターに派遣をしております。コーディネーターは、センターの勤務経験と教員の経験を生かした教材を作成し、授業や研修での活用を通じて、消費者行政と教育行政など多様な主体をつなぐ「橋渡し役」を務めております。

山梨県におきましては、学校教員の経験を有する人材を専門職として県民生活センターに配置をしております。県教育委員会の関係各課等を中心に、消費者教育の重要性と啓発活動のPR等を行っております。

続きまして、岡山県におきましては、教員経験のある消費生活相談員を県の消費生活センターに配置をいたしまして、教員を対象とした消費者教育講座の講師のほか、他団体と連携・協働した消費者教育教材の開発や教員対象講座などを実施しております。

国におきましては、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムにおき

まして、消費者教育コーディネーターの全都道府県での配置を促進していくとしております。

課題としましては、学校教育部門と消費生活総合センターをつなぐ役割を果たす消費者教育コーディネーターの設置を挙げております。

取組の方向性として、東京都の実情を踏まえた東京都版の消費者教育コーディネーターの設置について、資質や役割、設置場所等の検討について挙げております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○野澤部会長 それでは、今、説明のあった内容について御審議をお願いいたします。

いかがでしょうか。

これはちなみに東京都では、こういう取組というのは、この徳島県とか山梨県とか岡山県みたいな、こういうのは可能なのですか。つまり、例えば都立高校の先生を消費生活センターか何かにちょっと配置してみたいな。

○企画調整課長 今後の検討になるかと思えます。

○野澤部会長 何かある種の人事交流みたいな感じで、研修としては何かいいシステムですね。例えば、1年間とか2年間派遣してみたいな。何か、そういうのができるといいですね。

いかがでしょうか。

○指導主事 すみません、私、課長の代理で来ました指導主事の永井と申します。

家庭科の教員として、2年前まで現場におりまして、その前にはWEB読本の作成、今度、来年度出ますWEB読本の作成、昨年度、ビデオの作成に関わらせていただきまして、現場の声と行政の声ということで、ちょっと真ん中にいる立場で、ちょっと一言よろしいでしょうか。

今の消費者コーディネーターというのは、東京都は置いておりませんが、高等学校教育指導課内に、私、家庭科の指導主事なんですけれども、消費者教育担当という形で、今、担当になっております。ここで消費生活センターの方たちに、研修とかまでいきませんが、チラシの配布を、私が研修会に行ったときに先生方にしたり、ビデオの紹介をしたり、あと、研究員と言って、研究事業等で消費者教育をやるといったときにお誘いしたりというような、そういったことをやっています。去年から、私、ここに来ましたので、これ、少しずつですが、ちょっとずつできることを、今、先生方に伺ったことをできるのではないかと、いろいろ考えているところでございます。

以上です。

○野澤部会長 いかがでしょうか。

丸山委員、途中で退出されますが、もし何か御意見があれば。なければ別に結構ですけど。いかがでしょう。

○丸山委員 そうですね、御提示いただいている方向で、ぜひ検討いただければというふうに思います。

つなぐ役割というのは非常に重要で、消費者問題というものを意識しながら、かつ、教育の手法も最新化されていきますので、そういった情報についても関心があるような方に、ぜひコーディネートしていただければありがたいというふうに思います。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

では、阿部委員。

○阿部委員 今回、このようなテーマで、ぜひ進めていただきたいと思います。やはり、前にもお話ししましたが、東京都は、高校が大変多うございますので今の状況で全部網羅していくというような形でやるのは難しいのではないかと思います。ですので、やはり、この消費者教育コーディネーターというものを設置して、その人間が小学校、中学校、高等学校等、どこまで最初の年できるかというところはありますけれども、どういう形で進捗しているかとか、どういうものをこの学校には提供していったらいいかとか、先ほど先生たちが困っているような教材においては、こういう教材があるのでやってみたらどうか、また、先生ができないのであれば外部講師、弁護士の先生始めとして消費生活相談員とか司法の関係の方々等をつないでいくという形で、きめ細やかにやっていくには、やはり消費者教育コーディネーターがまとめていく、つないでいく、担い手を育てるというのは、今回重要なことではないかと思っております。その資質等々というのは、これからどんな人間がいいかということになるのでしょうかけれども、やはり、今現状起きている問題等がよくわかっている消費生活センターを、東京都であれば東京都消費生活総合センターを拠点にして、そして学校の先生と関係団体と一緒に進めていくという形がよろしいのかなと思っております。学校の授業、指導要綱において、どこに入れるかなどは学校の先生方の御意見をいただきながらやっていくということで、ぜひ議題にも上ったこととさせていただきますし、設置に向けて検討していただきたいと思います。強く思っております。

○野澤部会長 はい、では柿野委員。

○柿野委員 消費者教育コーディネーターの問題は、国の基本方針ができてから、国の取組に関わらせていただいたり、あるいは国民生活センターが、毎年実施している消費者教育コーディネーター養成研修の講師もさせていただいたりということで、私自身も関心を持っているテーマです。東京都は非常に大きいので、消費者教育コーディネーターを一人だけ置けば全て解決するという問題ではないと思います。今、教育庁の永井指導主事からも、企画部門でつなぐというような、まさにコーディネーターとしての役割、機能を果たしていただいているんだというお話伺って思ったんですけれども、さまざまな段階で、それぞれに関わる立場の人が、消費者教育を充実していくために、どういった所とつながり、実践を広げたらいいのか、段階的に考えていく必要があると思います。やはり、学校現場で消費者教育がより充実していくために、外部の人材が入っていただくとか、東京都が作っている優れた教材を学校現場で使ってもらい、等のきめ細かなコーディネートまで行おうとすると、これは東京都全体にかかわるとても大きな問題で、基礎自治体にある消費生活センターへのコーディネーター設置という議論になると思います。実践を広げていくため

には、きめ細やかな対応が必要です。ただ、そうすると、すごく壮大な構想にもなり、すぐには難しいという話かもしれませんが、今回はそのような青写真を描きつつ、消費者教育のコーディネーターに関わる人材ですね、そういった人を、より充実させていくという方向性で、現段階でできることを、その機能も含めて議論を深めていってはどうかと思います。以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、何か。

平澤委員、どうぞ。

○平澤委員 私も、この消費者教育コーディネーター、とても重要だというふうに考えています。消費者教育は、先ほどからも言っていますけれども、座学とか、知識、その言葉を覚えるとか、そういう教育とか勉強ではなくて、実践的に、どういう問題が起きて、そのときどうすればいいのかということを生徒が考えたりすることが必要だと思うんです。そうすると、やはり実際にどういう被害が起きているかとか、その被害を防ぐためにはどうすればいいのか、それをどう生徒に伝えるのかというのは、消費生活行政、あるいは消費者問題に関わっている専門の人と、学校で実際教える先生方とをつなげる、これはとても重要だと思うんですね。成年年齢引き下げを見据えて、そうすると、急速にそこに向かっていく中で、この消費者教育コーディネーターという役割はとても重要で、制度としてわかるような形でちゃんとつくって、予算もちゃんとつけて機能するようにはしていただきたいというふうに、ここは本当に強く思うところです。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。本日の部会での委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今後の議論の整理に反映していただければというふうに思います。今日、大変貴重な意見ばかりで、本当にありがとうございます。

それでは、次回は、二つ目の審議事項であります注意喚起・情報発信、そして三つ目の審議事項であります区市町村支援について審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、全体を通して、委員の皆様から御意見等ございましたらお願いいたします。今日、三つのテーマ、小さいテーマでお話しましたが、全体を通じて、何か御意見ございますでしょうか。

柿野委員。

○柿野委員 たびたびすみません。

成年年齢引き下げということで、若年層の消費者被害拡大の問題が非常に深刻なんです。ただ消費者教育ということで考えたときに、消費者の自立を支援していくという、この教育活動において、被害に遭わないというのはスタート地点であり、それ以外にも、合理的な意思決定ができるであるとか、これから持続可能な社会に向けて消費者として積極

的に参画できると資質の育成というような段階まで、しっかり踏まえて行う必要があると思います。以前実施していた消費者被害に遭わないための啓発にとどまらないような消費者教育の方向性を今後もしっかり持って進めていきたいと思います。以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。ほかはないようでしたら、次回の検討部会についてなど、事務局より連絡をお願いいたします。

○企画調整課長 本日は、ありがとうございました。

次回、第2回の検討部会は、来年1月30日水曜日の午前10時から12時まで、飯田橋にごさいます東京都消費生活総合センターにて行う予定です。開催の詳細につきましては、後日通知にてお知らせいたします。よろしくお願い申し上げます。

○野澤部会長 それでは、これもちまして第1回部会を閉会させていただきます。御協力、ありがとうございました。

午後3時01分閉会